

令和6年4月1日現在の情報です

東日本大震災の被災により愛知県へ避難された方々へ ～被災者向け特例制度・相談窓口のご紹介～

東日本大震災により、犠牲となられた方々に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

愛知県では「私たち一人ひとりができることを～愛知県民は被災地の復興を支援します～」を合言葉に、県民の皆様と一体となって、被災地域から避難された方々に対する支援対策に取り組んでおります。この^{しおり}葉では、本県に避難された被災者の皆様にご利用いただける、主な相談窓口や制度等についてお知らせします。

※制度は随時変更されますのでご了承ください。

※国の機関や市町村が所管する支援策も掲載しています。

被災者支援に関するお問合せ・ご相談の窓口

東日本大震災で被災された方や、福島原子力発電所の事故の影響で避難を余儀なくされた方々からの様々なお問い合わせ・ご相談を受け付けております。

当チームで所掌していない分野のお問い合わせ・ご相談でも、担当の窓口におつなぎします。

《被災地域支援対策本部被災者受入対策プロジェクトチーム》

☎ 052-954-6192

[FAX] 052-954-6912

対応時間：午前8時45分～午後5時30分（土日、休日を除く）
相談内容：東日本大震災における被災者受入に関する事項全般

愛知県受入被災者登録制度について

愛知県では、本県に避難された被災者の方の生活を支援するため、「愛知県受入被災者登録制度」を設け、被災者向け特例制度のご紹介、避難元地域の情報提供など、愛知県内での生活のサポートを実施しています。ご登録は避難先の市区町村役場で受け付けております。また、住所変更等による登録情報の変更についても同様です。

【お問い合わせ先】各市区町村役場《別表1》

または 被災地域支援対策本部 被災者受入対策プロジェクトチーム

☎ 052-954-6192（ダイヤルイン）

愛知県被災者支援センター

避難された被災者の皆様に支援し、支援をお考えの県民・企業の皆様の窓口となる拠点です。

○主な業務

- ・被災者の皆様からのお問い合わせ、相談窓口として愛知県内での生活をサポートします
- ・避難元地域の状況、支援情報を定期的に提供します
- ・交流会等を開催し、被災者同士及び地域住民との交流を図ります

【開設日】月曜～金曜 午前10時～午後5時

【開設場所】名古屋市東区泉1-13-34 名建協2階

☎052-971-2030 [FAX] 052-971-2050

〔HPアドレス〕<http://aichi-shien.net/>

住宅

被災者の方々に、公的住宅を提供しています。入居条件など、詳しくは各窓口にお問い合わせください。

○市町村営住宅 避難先の市区町村役場<別表1>にお問い合わせください。

○公的住宅 【お問い合わせ先】愛知県住宅供給公社 ☎052-954-1356

名古屋市住宅供給公社 ☎052-523-3879

UR都市機構 UR名古屋営業センター ☎052-968-3100

○県営住宅

被災者の方々に対する支援の一環として、県営住宅を提供しています。

なお、新規入居申込の受付は終了しました。

【お問い合わせ先】愛知県住宅供給公社賃貸住宅課 ☎052-954-1362

各住宅管理事務所<別表2>

被災者生活再建支援金の支給

東日本大震災により被災し愛知県内に避難された方で、住宅が全壊又は大規模半壊により、長期にわたりもとの住宅に住むことができない方等は、被災者生活再建支援制度に基づく支援金を受けることができます。

支援金の支給額は、住宅の被害の程度に応じて支給する基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金の合計額です。

基礎支援金		加算支援金	
被害の程度	支給額	住宅の再建方法	支給額
住宅が全壊した世帯	100万円	建設・購入	200万円
住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯		補修	100万円
災害による危険な状態が継続し、住居に居住不能な状態が長期間継続している世帯			
住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯	50万円	賃貸（公営住宅以外）	50万円

※ 世帯人数が一人の場合は、上記の額の3/4の額が支給額となります。

お申し込みの際には、り災証明書、住民票、契約書等を添えて、住宅のあった市町村に申請してください。

【お問い合わせ先】公益財団法人都道府県会館 被災者生活再建支援基金部

☎03-5212-9111（HPアドレス <https://www.tkai.jp/reconstruction/tabid/82/Default.aspx>）

当座の生活費の貸付

○生活福祉資金（生活復興支援資金）の貸付

東日本大震災により被災し、愛知県内に避難された方で、当分の間、本県内に居住する方は、当面の生活に必要な資金を借りることができます。

ただし、低所得世帯又は被災したことにより低所得世帯となった世帯に限ります。

◇生活復興支援資金…

一時生活支援費（生活の復興の際に必要な当面の生活費）

単身世帯月額15万円以内、複数世帯月額20万円以内で、6か月以内

生活再建費（住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用）

80万円以内

お申込みの際には、本人確認書類（運転免許証（写）など）、世帯全員の住民票、東日本大震災により被災したことが確認できる書類（被災証明書、被災証明書など）、世帯の収入状況又は生活に困窮していることが確認できる書類（源泉徴収票（写）、離職票（写）など）などを、ご持参ください。

なお、貸付限度額が多額になること、また、償還期間が長期間（20年間）になることなどから、審査に時間がかかることがあります。

お申し込みは、避難先の市区町村社会福祉協議会<<別表3>>となります。

【お問い合わせ先】愛知県社会福祉協議会民生児童部 ☎052-212-5506

生活保護

生活保護は、生活に困窮している世帯に、最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行う国の制度です。

生活保護を受給するにあたっては、各種の社会保障施策（年金、手当など）、預貯金・不動産などの資産、稼働能力等の活用が前提となります。また、お身内（民法に定める扶養義務者）からの仕送り・援助（扶養）は保護に優先されます。

生活保護は、生活扶助（食費、光熱水費、衣類など）、教育扶助（教材代、給食など）、住宅扶助（家賃等）、医療扶助（医療費）、介護扶助（介護サービス利用料）、出産扶助、生業扶助（技能修得や高校就学）及び葬祭扶助から構成され、医療扶助と介護扶助を除き、原則として金銭給付されます。（医療と介護は現物給付です。）

生活扶助と住宅扶助を併せた世帯類型別の標準額は、概ね次のとおりです。

（愛知県内3級地-1の場合）

標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）	195,880円
高齢者単身世帯（68歳）	105,670円
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	154,200円
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	224,730円

※この他、障害者加算や妊産婦加算などもあります。

国は、被災者の方々が保護を受ける場合、次の配慮をするよう、保護の実施機関（福祉事務所）に求めています。

- ▶ 避難先で生活に困窮した場合、避難先の市区町村で生活保護の申請を受け付けること。
- ▶ 将来の自立のために家屋、自動車等の資産を残さなければならないご事情があれば、処分を猶予するなど柔軟な取り扱いをすること。

詳しくは、避難先の市区町村役場<<別表1>>、県福祉相談センター地域福祉課<<別表8>>（ただし、豊田加茂及び東三河を除く郡部に限ります。）へご相談ください。

医療・健康

○医療機関等における医療費の窓口負担の免除

ご加入の医療保険の保険者が発行する免除証明書を提示すると、次のとおり医療費の窓口負担一部負担金の支払いが免除されます。

窓口負担の免除の対象となる要件は、ご加入の医療保健の保険者により異なりますので、避難先の市区町村役場<<別表1>>またはご加入の医療保険制度の保険者へおたずねください。

○公費負担者医療

以下の制度の対象の方が、被災により被爆者健康手帳や受給者票等を消失されても、医療機関窓口において各制度の対象者であること・お名前・生年月日・ご住所を確認することにより受診できます。

- ◇ 原子爆弾被爆者に対する医療給付
- ◇ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療給付
- ◇ 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療給付
- ◇ 特定疾患医療給付

- ◇ B型・C型肝炎医療給付
- ◇ 小児慢性特定疾病児童等に対する医療給付
- ◇ 自立支援医療給付

【お問い合わせ先】お近くの保健所<<別表4>>、避難先の市区町村役場<<別表1>>

○救急医療情報センター

緊急にお近くの医療機関を知りたい時は、愛知県救急医療情報センターでご案内できますので、お問い合わせください。<<別表5>>

○その他の医療関係情報

- ◇ お子さんの急病のとき～医療機関にかかる前に～

かかりつけの小児科が診療していない夜間に、保護者向けの電話相談を行っています。

【相談日】毎日午後7時から翌朝8時まで

【問合せ先】#8000番（短縮番号）または☎052-962-9900

- ◇ 医療に関する心配があるとき

愛知県医療安全支援センター（☎052-954-6311）へご相談ください。

- ◇ 精神状態の急変で医療機関を受診したいとき

精神科救急情報センター（☎052-681-9900、24時間対応）へご相談ください。

- ◇ Rhマイナス友の会

愛知県Rhマイナス友の会事務局（☎0561-84-1131）へお問合せください。

○健康相談

保健所<<別表4>>や市町村保健センター<<別表6>>では、保健師等によるからだやこころの健康に関するご相談をお受けしています。

こころの健康に関する相談窓口については[こころの健康](#)の項目もご覧ください。

国民年金

国民年金の保険料の納付が免除される制度がありますので、避難先の市区町村役場<<別表1>>にお問い合わせください。

税金や保険料等の支払猶予など

○地方税の特別措置

災害（原子力発電所の事故による災害を含む。）により被害を受けた場合に、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一定の要件を満たせば、一部軽減、免除、徴収猶予、申告期限の延長などの特別措置を受けることができます。

詳しくは、避難元の県または市区町村役場の税務課などへご相談ください。

※ 特別措置制度については、県税は本県内の県税事務所<<別表10>>、市町村税は本県内の市区町村役場<<別表1>>でもご案内できます。

（国税は別の連絡先を案内される場合がありますので、ご承知おきください。）

○国税の特別措置

災害により被害を受けた個人、事業主について、一定の要件を満たせば、所得税、法人税、自動車重量税、印紙税、相続税、贈与税等の減免、申告・納付の期限延長などの特別措置を受けることができます。

【お問い合わせ先】愛知県内の各税務署<<別表11>>（管轄地域外の税務署でも結構です。）

○健康保険料、介護保険料等の減免など

保険料の減免などを受けることができます。

詳しくは、健康保険料については、ご加入の医療保険制度の保険者へ、介護保険料等については、避難先の市区町村役場《別表1》へおたずねください。

○NHK放送受信料の免除

次のとおり放送受信料の免除が実施されています。

1 免除の範囲と免除の期間

免除の範囲	免除の期間
原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部により、居住している地域が「帰還困難区域」、「居住制限区域」、または「避難指示解除準備区域」に設定されて1か月以上（これまでに「警戒区域」、「計画的避難区域」または「特定避難勧奨地点」の設定を受けている場合は通算して1か月以上）継続している方の放送受信契約	「帰還困難区域」、「居住制限区域」または「避難指示解除準備区域」の設定を受けた日の属する月から解除された日の属する月の翌月まで

2 免除の手続

放送受信契約している方からの届出、またはNHKによる確認調査により免除の手続きが行われます。

なお、これまでに「警戒区域」、「計画的避難区域」に設定され、既に免除の手続きが完了している方は新たに手続きする必要はありません。

【お問い合わせ先】NHKナビダイヤル ☎ 0570-077-077

(12月30日17:00から1月3日を除く、平日9:00~22:00、土・日・祝9:00~20:00 つながらない場合は050-3786-5003)

子どもの福祉

○保育所への入所・保育料

被災世帯の保育が必要な乳幼児（0～2歳児）は、保育料が減免になる場合があります。

保育料の減免、保育所への入所については、避難先の市区町村役場《別表1》にお問い合わせください。

○児童に関する各種手当

遺児手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当については、避難先の市区町村役場《別表1》または、県福祉相談センター《別表8》にお問い合わせください。

この他の子どもに関する各種手当については、避難先の市区町村役場《別表1》にお問い合わせください。

○子どもの養育や心身の障害に関する相談

18歳未満のお子様の養育や心身の障害に関するご相談、児童養護施設等への入所については、児童（・障害者）相談センター《別表7》にお問い合わせください。

○子どもに関する相談

◇児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 189（いちはやく）

〔相談内容〕児童虐待通告・相談や子育てに関する相談

〔相談日時〕24時間・365日※一部のIP電話からはつながりません。

◇子ども・家庭110番 ☎ 052-953-4152

〔相談内容〕子どもと子育てに関する相談

〔相談日時〕月～金 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

◇「親子のための相談LINE」（厚生労働省が設置した全国共通アカウント）

〔対 象 者〕 名古屋市を除く愛知県内の市町村に在住の子ども及びその保護者の方など

〔相談内容〕 子育ての不安や親子関係の悩みなど

〔相談日時〕 毎日 午前 10 時～午後 8 時

ID (LINE) : @778asdia

QR コード :



URL : <https://line.me/R/ti/p/%40778asdia>

◇教育相談こころの電話 ☎ 0 5 2 - 2 6 1 - 9 6 7 1 (クローナイ)

〔相談内容〕 青少年とその保護者からの悩みや不安の相談

〔相談日時〕 毎日 (年末年始を除く) 10:00～22:00

◇ヤングテレホン ☎ 0 5 2 - 9 5 1 - 7 8 6 7 (ナヤマナ) (✉は愛知県警ホームページから)

〔相談内容〕 少年自身の悩みごとや非行などに関する相談

〔相談日時〕 月～金 9:00～17:00 (土、日、祝日、年末年始及び時間外は留守番電話、
Eメールで 24 時間受付、直近の勤務日に対応)

◇被害少年電話相談 ☎ 0 1 2 0 - 7 8 6 7 (ナヤマナ) - 7 0 (ナヤミゼロ)

〔相談内容〕 少年の犯罪・いじめ・虐待等の被害に関する相談

〔相談日時〕 月～金 9:30～16:00 (土、日、祝日、年末年始及び時間外は留守番電話、
FAXで 24 時間受付、直近の勤務日に対応)

◇育児もしもしキャッチ ☎ 0 5 6 2 - 4 3 - 0 5 5 5

〔相談内容〕 育児相談、その他母と子の健康に関する相談

〔相談日時〕 火～土 (祝日、年末年始は除く) 17:00～21:00

◇子ども SOS ほっとライン 24 全国統一ダイヤル 0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0 (なやみ言おう)

〔相談内容〕 児童生徒のいじめ等に関する相談

〔相談日時〕 毎日 24 時間 ※IP 電話の一部はつながりません。

○子どもに関するその他の情報

◇子ども医療、3～4 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児などの健康診査は？

【お問い合わせ先】 市区町村役場<別表 1 >

◇先天性代謝異常等の検査、小児慢性特定疾病医療給付は？

【お問い合わせ先】 保健所<別表 4 >

◇未熟児養育医療給付は？

【お問い合わせ先】 市区町村役場<別表 1 >

◇虐待かもと思ったら？

【お問い合わせ先】 市区町村役場<別表 1 >、児童（・障害者）相談センター<別表 7 >

○あいち はぐみんネット

子育て支援に関する各種情報を提供しています。

(HP アドレス <https://www.pref.aichi.jp/kosodate/hagumin/>)

女性、母子・父子家庭

○妊婦・乳幼児の健康診査等

妊婦健康診査、乳幼児健康診査を受診できます。詳しくは避難先の市区町村役場<別表 1 >にお問い合わせください。

○女性、母子・父子家庭に関する相談や情報

◇女性の悩みごとやDV被害の相談は？

【お問い合わせ先】市町村役場《別表1》

県女性相談支援センター ☎052-962-2527

県福祉相談センター（地域福祉課）《別表8》

◇女性の健康に関する相談は？

女性の健康相談（電話相談）県女性健康支援センター ☎090-1412-1138

〔相談日時〕毎週月～土（祝日、お盆、年末年始は除く）13:30～16:30 〔相談担当者〕助産師

◇ひとり親家庭の相談は？

【お問い合わせ先】市区町村役場《別表1》

または県福祉相談センター（地域福祉課）《別表8》

高齢者

○介護保険利用料の支払

介護サービスを受ける際に市町村が発行する免除証明書等を提示すると、利用料の支払いが減免される場合があります。

詳しくは避難先の市区町村役場《別表1》にお問い合わせください。

障害者

○障害福祉サービス・自立支援医療

受給者証を被災で消失された場合でも障害福祉サービスや自立支援医療が受けることができます。また、利用者負担が減免される場合もあります。

【お問い合わせ先】避難先の市区町村役場《別表1》

○障害に関する相談

◇身体に障害のある方、あるいは知的障害のある方に関する相談は、避難先の市区町村役場《別表1》又は児童（・障害者）相談センター《別表9》にお問い合わせください。

◇精神障害のある方に関する相談は、避難先の市区町村役場《別表1》、お近くの保健所《別表4》または県精神保健福祉センター（☎052-962-5377）、名古屋市精神保健福祉センターこころぼ（☎052-483-2095）にお問い合わせください。

こころの健康

○こころの健康に関する相談

不眠、うつ、人間関係の悩みなど、こころの健康についての相談をお受けしています。次の相談窓口か、お近くの保健所（各分室を除く）《別表4》にお電話ください。

◇「あいちこころほっとライン365」（こころの健康に関する相談）

☎052-951-2881 <年中無休、9:00～20:30>

◇「あいちこころのサポート相談（SNS）」（こころの健康に関する相談）

LINE : @aichi_soudan Facebook : @aichi.soudan

<年中無休、月～土 20:00～24:00、日 20:00～翌8:00 ※受付は各30分前に終了>

◇「こころの健康電話相談」（名古屋市精神保健福祉センターこころぼ）

☎052-483-2215 <平日12:45～16:45>

- ◇「名古屋いのちの電話」（社会福祉法人愛知いのちの電話協会(心の悩みに関する相談)
☎052-931-4343 <年中無休、24時間>
- ◇「精神保健福祉相談」（精神疾患、薬物・アルコール依存、社会復帰等に関する相談）
 - ・県精神保健福祉センター☎052-962-5377
アルコール相談については、専用電話☎052-951-5015
ギャンブル等依存症に関する相談については、専用電話 052-951-1722
<土日祝日、年末年始は休み、9:00~12:00、13:00~16:30、面接相談は要予約>
 - ・名古屋市精神保健福祉センターこころぼ☎052-483-2095
<面接相談（要予約、予約受付平日8:45~17:15）>

学校教育

○小・中学校への通学

避難先の住所地の学区の小・中学校への通学を希望する場合は、避難先の市町村教育委員会にお問い合わせください。 【お問い合わせ先】避難先の市区町村役場<別表1>

○県立高等学校及び県立特別支援学校への転入学

被災生徒の県立高等学校及び県立特別支援学校への転入学については、柔軟に取り扱うこととしています。詳しくは、電話でお問い合わせください。

【お問い合わせ先】県教育委員会高等学校教育課 ☎052-954-6786
特別支援教育課 ☎052-954-6798

○就学の援助

東日本大震災により被災し、経済的理由により就学困難となった小・中学校の児童生徒は、就学援助を受けることができます。詳しくは、小・中学校又は当該学校を所管する市町村教育委員会にお問い合わせください。 【お問い合わせ先】避難先の市区町村役場<別表1>

○被災した児童生徒の心のケア

◇県立高等学校及び県立特別支援学校

被災地から受け入れた生徒の心のケアのため、学校へ臨床心理士等の派遣を行います。

【お問い合わせ先】県教育委員会高等学校教育課 ☎052-954-6784
特別支援教育課 ☎052-954-6798

◇公立小中学校

被災地域から公立小・中学校に転入された児童生徒の心のケアのためのスクールカウンセラーによる相談を受けることができます。詳しくは、転入先の小・中学校又は当該学校を所管する市町村教育委員会にお問い合わせください。 【お問い合わせ先】避難先の市区町村役場<別表1>

住民票など

○住民票の写し等の手数料の免除

被災された方が、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄（抄）本などの発行を希望する場合、手数料が免除される場合があります。

詳しくは、避難先の市区町村役場<別表1>にお問い合わせください。

外国人の皆さまへ (for foreigners)

愛知県ホームページ (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka>) では、災害にあった外国人の皆さまに、情報をお知らせしています。

【お問合せ先】 県多文化共生推進室 ☎ 052-954-6138

また、あいち多文化共生センターでも、外国人の皆さまの相談に応じるほか、いろいろな情報をいろいろな言葉で提供しています。

【お問合せ先】 あいち多文化共生センター（県国際交流協会（あいち国際プラザ）内）

☎ 052-961-7902

〔HP アドレス〕 <https://www2.aia.pref.aichi.jp/sodan/j/sodancorner.html>

暮らしの相談窓口

○愛知県県民相談・情報センター及び県民相談室

愛知県では、県政相談・交通事故相談等の県民相談や、専門的な相談や犯罪による被害を受けられた方等、相談窓口がわからない方への相談窓口の総合案内を「愛知県県民相談・情報センター及び県民相談室」で行っています。また、以下の広報コーナーでは、県政に関する情報提供を行っています。

（HP アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenminseikatsu/0000031169.html>）

【お問い合わせ先】

<相談窓口>

愛知県県民相談・情報センター（名古屋市） ☎ 052-962-5100

西三河県民相談室（岡崎市） ☎ 0564-27-0800

東三河県民相談室（豊橋市） ☎ 0532-52-7337

<広報コーナー> ※相談は実施していません。

愛知県県民相談・情報センター（名古屋市） ☎ 052-962-5100

海部県民事務所広報コーナー（津島市） ☎ 0567-24-2112

知多県民事務所広報コーナー（半田市） ☎ 0569-21-8111（代表）

西三河県民事務所広報コーナー（岡崎市） ☎ 0564-27-0800

東三河総局広報コーナー（豊橋市） ☎ 0532-52-7337

新城設楽振興事務所広報コーナー（新城市） ☎ 0536-23-8700

※土曜日、日曜日、国民の祝日等の休日、年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。

ただし、愛知県県民相談・情報センターでは、年末年始を除き、土曜日、日曜日にも県政情報提供業務を行っています。

○愛知県消費生活総合センター

愛知県では、消費生活に関する様々な相談や被害防止に向けた情報提供を、「愛知県消費生活総合センター」で行っています。

（HP アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenminseikatsu/0000081332.html>）

【お問い合わせ先】

愛知県消費生活総合センター（名古屋市） ☎ 052-962-0999 〔FAX〕 052-961-1317

※国民の祝日等の休日（土曜日、日曜日は除く）、年末年始（12月29日～1月3日）を除き、土曜日、日曜日にも相談を行っています。

※多言語（14言語）による相談（外国人向け専門相談（消費生活））を、あいち多文化共生センター（月1回予約制）でお受けしています。詳しくは、☎（052）961-7902 へ御確認いただくか、（公財）愛知県国際交流協会の Web ページ (<https://www2.aia.pref.aichi.jp/sodan/j/senmon/senmontop.html>) を御覧ください。

○弁護士による電話相談

◇日本司法支援センター 震災法テラスダイヤル

☎フリーダイヤル 0120-078-309（おなやみレスキュー）

【受付時間】平日 午前9時～午後9時、土曜 午前9時～午後5時

愛知県内にある被災地域の県事務所等

被災県の名古屋事務所等でも、愛知県に避難された方々に被災状況等の情報提供や避難後の相談などに応じています。

◇ 北東北三県（青森・岩手・秋田）名古屋合同事務所

☎052-252-2412

◇ 福島県名古屋事務所

☎052-251-0368、【E-mail】nagoya.jimusho@pref.fukushima.jp

別表10

○県税事務所

名称	問合せ先	管轄区域
名古屋東部県税事務所	(052)953-□□□□ 県民税・事業税7816、7663 自動車税7847 不動産取得税7860 自動車取得税7865	名古屋市千種区・ 東区・中区・名東区
名古屋北部県税事務所	(052)531-□□□□ 県民税・事業税6304 自動車税6305 不動産取得税6306	名古屋市北区・西区・ 守山区、清須市、 北名古屋市、西春日井 郡
名古屋西部県税事務所	(052)362-□□□□ 県民税・事業税3214 自動車税3215 不動産取得税3216	名古屋市中村区・ 中川区・港区
名古屋南部県税事務所	(052)682-□□□□ 県民税・事業税8923 自動車税8924 不動産取得税8925	名古屋市昭和区・ 瑞穂区・熱田区・南区・ 緑区・天白区、豊明市、 日進市、長久手市、 愛知県
東尾張県税事務所	(0568)81-□□□□ 県民税・事業税3197 自動車税3139 不動産取得税3769	瀬戸市、春日井市、 犬山市、江南市、 小牧市、尾張旭市、 岩倉市、丹羽郡
西尾張県税事務所	(0586)45-□□□□ 県民税・事業税3169 自動車税3170 不動産取得税3158	一宮市、津島市、 稲沢市、愛西市、 弥富市、あま市、 海部郡
知多県税事務所	(0569)89-□□□□ 県民税・事業税8174 自動車税8176 不動産取得税8175	半田市、常滑市、 東海市、大府市、 知多市、知多郡
西三河県税事務所	(0564)27-□□□□ 県民税・事業税2713 自動車税2712 不動産取得税2715	岡崎市、碧南市、 刈谷市、安城市、 西尾市、知立市、 高浜市、額田郡
豊田加茂県税事務所	(0565)32-□□□□ 県民税・事業税7482 自動車税7483 不動産取得税7484	豊田市、みよし市
東三河県税事務所	(0532)35-□□□□ 県民税・事業税6126、6127 自動車税6130 不動産取得税6128、6129	豊橋市、豊川市、 蒲郡市、新城市、 田原市、北設楽郡

※電話番号の□□□□部分に各担当の番号を入れておかけください。

※自動車取得税は、名古屋東部県税事務所での取り扱いです。

別表11

○税務署

税務署名	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
熱田	456-8711	名古屋市熱田区花表町7-17	052-881-1541	熱田区、南区、緑区、豊明市
一宮	491-8502	一宮市栄4-5-7	0586-72-4331	一宮市、稲沢市
岡崎	444-8552	岡崎市羽根町字北乾地50-1 岡崎合同庁舎	0564-58-6511	岡崎市、額田郡（幸田町）
尾張瀬戸	489-8520	瀬戸市熊野町76-1	0561-82-4111	瀬戸市、尾張旭市
刈谷	448-8523	刈谷市若松町1-46-1 刈谷合同庁舎	0566-21-6211	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、 高浜市
小牧	485-8651	小牧市中央1-424	0568-72-2111	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩 倉市、丹羽郡（大口町、扶桑町）
昭和	467-8510	名古屋市瑞穂区瑞穂町字西 藤塚1-4	052-881-8171	昭和区、瑞穂区、天白区、日進市、 長久手市、愛知県（東郷町）
新城	441-1372	新城市字裏野1-1	0536-22-2141	新城市、北設楽郡（設楽町、東栄 町、豊根村）
千種	464-8555	名古屋市千種区振甫町3-32	052-721-4181	千種区、名東区
津島	496-8720	津島市良王町2-31-1	0567-26-2161	津島市、愛西市、弥富市、あま市、 海部郡（大治町、蟹江町、飛島村）
豊田	471-8521	豊田市常磐町1-105-3 豊田合同庁舎	0565-35-7777	豊田市、みよし市
豊橋	440-8504	豊橋市大國町111 豊橋地方合同庁舎	0532-52-6201	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
中川	454-8511	名古屋市中川区尾頭橋1-7- 19	052-321-1511	中川区、港区
名古屋北	462-8543	名古屋市北区清水5-6-16	052-911-2471	北区、守山区
名古屋中	460-8522	名古屋市中区三の丸3-3-2 名古屋国税総合庁舎	052-962-3131	中区
名古屋中村	453-8686	名古屋市中村区太閤3-4-1	052-451-1441	中村区
名古屋西	451-8503	名古屋市西区押切2-7-21	052-521-8251	西区、清須市、北名古屋市、西春日 井郡（豊山町）
名古屋東	461-8621	名古屋市東区主税町3-18	052-931-2511	東区
西尾	445-8602	西尾市熊味町南十五夜41-1	0563-57-3111	西尾市
半田	475-8686	半田市宮路町50-5	0569-21-3141	半田市、常滑市、東海市、大府市、 知多市、知多郡（阿久比町、東浦 町、美浜町、南知多町、武豊町）